

茨城県オリエンテーリング協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、茨城県オリエンテーリング協会 (Ibarakiken Orienteering Association 略称：IOA) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、オリエンテーリングの普及、競技者の技術力向上、県民のスポーツ・レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会開催、練習会開催等の行事に関すること。
- (2) 講習会及び研修会に関すること。
- (3) 指導員の養成及び資質の向上に関すること。
- (4) 指導員の資格認定及び登録に関すること。
- (5) 常設コースに関すること。
- (6) 組織の育成及び強化に関すること。
- (7) 調査研究に関すること。
- (8) 公益社団法人日本オリエンテーリング協会 (JOA) に関すること。
- (9) 市町村・公共団体及び関係機関・団体等との協力に関すること。
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員：JOA 公認指導員 (ディレクター・インストラクター) ， JOA 競技者登録者、オリエンテーリングを愛好する者及び学識経験者で、入会を希望する者。
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同する個人あるいは団体。
- (3) 名誉会員：本会に特別の功労があった個人あるいは団体の代表及び学識経験者であって、理事会の議決を経て推挙されたもの。

(入会)

第6条 普通会員及び賛助会員は所定の入会申込書に会費を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 普通会員及び賛助会員は、別に定める本会規定の会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

(1) 普通会員及び賛助会員については、会費を1年以上滞納したとき。

(2) 除名したとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけまたは本会の目的に著しく違反する行為があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長：1名 副会長：若干名 理事長：1名 副理事長：若干名 理事：25名以内 事務局長：1名 監事：2名

2 役員を選出方法に関する事項については別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 会長及び副会長は、総会で推挙する。

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代表する。

(理事長及び副理事長)

第13条 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

2 理事長は、本会の会務を処理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その会務を代表する。

(理 事)

第14条 理事は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

2 理事は理事会を構成し、会務を処理する。

(事務局長)

第15条 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2 事務局長は、本会の事務を処理する。

- 3 事務局員は、理事会の承認を経て会長が委嘱することができる。

(監 事)

第16条 監事は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 監事は、本会の会計を監査し、理事会及び総会に報告する。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(顧 問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推挙により総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(参 与)

第18条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の推挙により総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 参与は、本会の会務について意見を述べることができる。

(任 期)

第19条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その会務を行うものとする。

第5章 会 議

(会 議)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第21条 総会は、普通会员をもって構成する。

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 普通会员の3分の1以上から、会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 5 総会の招集は、少なくとも総会の7日以前に、その会議の目的、日時及び場所を、書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会長または会長の指名したものがこれにあたる。

- 2 議長は総会を主宰し、その議事の進行を図り、議場の秩序を保持する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、普通会员の5分の1以上のものが出席しなければ開会することができない。

- 2 総会の議決は特に定めるものを除き、出席した普通会员の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 普通会员が総会に出席できないときは、書面をもって議長または総会に出席する他の普通会员に議決権を委任することができる。この場合、委任したものは出席したものとみなす。

(総会の権能)

第25条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算についての審議
- (3) 事業報告及び収支決算についての事項
- (4) 規約の改廃についての事項
- (5) その他、本会の運営に必要な重要事項

(理事会)

第26条 理事会は会長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上のものが出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事が出席できないときは、書面をもって議長または理事会に出席する他の理事に議決権を委任することができる。この場合、委任したものは出席したものとみなす。

(理事会の権能)

第27条 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 事業の執行に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他、必要と認めた事項

(監事の出席)

第28条 監事は理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

第6章 組織

(支部・クラブ)

第29条 本会の活動を円滑にするために、支部、クラブを登録することができる。

- 2 支部に関する事項については、別に定める。
- 3 クラブに関する事項については、別に定める。

(専門委員会)

第30条 本会に次の委員会を置く。

(1)総務委員会 (2)事業委員会 (3)競技者強化委員会

(加盟)

第31条 JOA 定款第3章第6条により、本県を代表した組織として加盟し、その会員となる。

第7章 会計

(会計)

第32条 本会の会計は、会費・事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第9章 補則

(施行規則)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

[付則]

1. 昭和47年6月10日より施行の茨城県オリエンテーリング委員会規約を、昭和62年1月25日をもって廃止する。
2. 本規約は、昭和62年1月25日より施行する。
平成2年4月22日、一部改正する。
平成10年6月21日、一部改正する。
平成11年5月30日、一部改正する。
平成12年8月6日、一部改正する。
平成13年9月22日、一部改正する。
平成19年5月20日、一部改正する。
平成20年5月18日、一部改正する。
平成28年5月28日、一部改正する。